平成 19 年度　第２回　金沢市都市景観審議会

日　時　平成20年３月26日（水）　14：00～16：00

場　所　金沢市役所７階　全員協議会室

１．開会

２．副市長あいさつ

３．会長あいさつ

４．議事

（澁谷会長）　それでは、これより会議に入らせていただきます。なお、本日の会議終了時間は、ご案内のとおり４時ごろを予定しています。よろしくご協力をお願いします。

　では、お手元の議事次第に従いまして専門部会報告となりますが、それぞれの報告事項に関するご質問、ご意見につきましては各部会からの報告を終了した後で一括してお受けしたいと思います。

（１）建物部会報告

（澁谷会長）　はじめに、建物部会からの報告です。事務局から説明をしていただきます。

（事務局）　お疲れさまです。今日は部会長の森委員が欠席のため、事務局から下半期の部会の報告をさせていただきます。

　事務局担当の不破です。よろしくお願いします。

　下半期の建物部会は２回開催しました。その中で３件の物件を審議しております。お手元の資料に地図が付いていますが、①駅西けやき通り沿いでのホテルの計画、②旧ダイエー跡地でのホテルおよび店舗の計画、③下柿木畠における商業複合施設の計画の以上三つの物件について審議してきたものです。

　順次、①から簡単に説明させていただきます。お手元には各々の建物のパースなりイメージＣＧを付けていますのでご参照方、よろしくお願いします。

　まず、①のホテル新築計画ということで、広岡２丁目地内にホテルが建てられる計画がありました。この区域は近代的都市景観創出区域の駅西区域ということで、高度地区でも

50 mの高さ規制をしている所です。同時に地区計画もかかっています。

場所ですが、駅から最初にパチンコ屋があり、その道を挟んだ隣の街区の一角にホテルが建つということです。地上 11 階建て、高さが 43.2 mということです。

写真ですが、けやき大通り沿いから駅の方に向かって撮った写真で、敷地がちょうどこの辺りになるということです。

これは西側の 50 m道路から一本入った所を駅側から撮った写真です。今はパチンコ屋の駐車場になっています。

そこで審議した物件のイメージパースなのですが、こういう外観を持つホテルということでした。色につきましては、現物の色見本を確認した上、了承しました。

ただ、地区計画での届け出が必要になるので、高さ 50 m内には収まっているのですが、けやき大通り沿いということで、都市の景観に少なからず影響を及ぼす恐れがあると認められ、当建物部会にて審議したわけです。

外観については、先ほど言いましたとおり、タイルの色見本なりを確認した上で了承を出しているわけですが、表（スクリーン上にありますが）がちょうどけやき大通り沿いに面するわけです。その裏側の西側の道路になると、見られたくないものがそこに集中する形になり、外部階段が裸であるとか、タワーパーキング、受水槽が裸で置かれるという形で計画が出てきたわけです。

それで、正面はいいけれども、西側道路に面する背後地があまりにも殺伐としているので見え方にもう少し配慮するということで、その外部の機器置き場をルーバー等の設置によって外部から直接見えない工夫や検討を行ってほしいと設計者に伝えました。これが①です。

続きまして②のホテル・店舗等の新築計画ということで審議してきました。区域としては近代的都市景観創出区域の武蔵が辻区域です。それと同時に武蔵・北国街道のふくろう通り地区のまちづくり協定が締結されている区域でもあります。

建物の概要としては、ＳＲＣ造で地上 13 階建て、地下１階、高さが 57.85 m。用途としてはホテル・店舗等ということで、店舗については物販店・飲食店が主になってきています。

同時に袋町のまちづくり協定なのですが、ちょうど今建つ敷地がここになりまして、北側と東側の部分が協定の区域に入っているということで、そのまちづくり協定の中ではまちづくりの方針や建物の形態、意匠の制限、垣柵の制限というものが定められています。

これは皆さんご存じのように、旧ダイエー跡地ということで、今解体がすべて終わった形となっていると思います。建物がなくなり、今このような形になっています。

これも交差点から撮った写真です。これがちょうど東側の国道から武蔵のスカイ辺りを目指して撮った写真です。

これが敷地。東側の道路の現在の様子です。これがふくろう通りと言われるまちづくり協定が締結されている通りです。その裏通りから撮った写真です。

これは彦三大通りから撮った写真です。このような敷地の状況になっていました。

これが現在のバス待ちの状況です。少し従来から比べれば歩道がいじめられている形になり、少し窮屈な様子が見てとれるかと思います。

そういう中、景観条例の指定区域ということもありますが、高度地区の高さと合わせて60 mを建物の限界としています。その中でも、それを下回る 57.85 mという計画で今回出てきたのですが、武蔵の交差点の一角でもあり、都市景観の形成に重要な役割を担う場所だということと、60 mの規制があると言いながらも、大体その近くまで建物が来るということで、都心軸の景観に大きな影響を及ぼすと考えられるので、今回、基本設計段階でという前振りがあったように、その段階ではありますが景観的にどうかという審議が必要になってくると判断し、建物部会で審議したところです。

これが基本設計段階のイメージのパースです。こういうボリュームのものが現在計画されているということです。

その中で、当部会で審議した内容については、外壁の色については、このパースどおりで大体いけるのかなという話があったのですが、実際、現物の色見本、タイルの見本が提出されていないので、実施設計の段階である程度タイルの見本なり、どのような色味になるかを１回提示してほしいということは伝えてあります。

その中で出てきた意見ですが、これは１階の配置図になるのですが、やはり、ふくろう通り側の歩道に対しても質の高いものを提供していただき、歩行者空間の創出をするということで、北側、東側に対してもそれなりの歩行者空間を醸し出してほしいという要望をしました。

さらに、赤で囲ってあるのですが、ここに外部階段が一つあります。それがどうも国道側から見ると無機質な感じに見えるのではないかという心配もありましたので、外部の見え方に１点配慮が必要であるということもお伝えしました。

あと、国道側の現在バス停になっている所なのですが、その辺の歩行者空間、賑わい創

出なども絡め、この辺、今アーケードを設置する計画にはなっていますが、それと人の動線、緑やバス待ち空間というものを事業者にお伝えし、それを街の賑わいにつなげていくような計画をしてほしいと要望したところです。

もう一つ、外部からの見え方という点で、ここにレスキュー用のヘリポートがあるのですが、これがどうしても上に突出するような形で出てくるのが少し気になったので、外から見たときでもホテルと一体となり、あまり無機質にならないものに今後実施計画を進めてほしいということを審議しました。

今後ですが、実際基本計画段階での審議となりましたので、その内容を設計者、施主に伝えた上で再度検討していただき、実施計画に生かしていただくと。それがある程度固まった時点でもう一度審議会、建物部会で審議するということで今回の物件を審議したわけです。

最後、③になります。商業複合施設の新築計画ということで、下柿木畠地内での商業施設の計画です。

区域としては近代的都市景観創出区域の広坂・竪町区域・その他区域ということで、柿木畠地区のまちづくり協定が締結されています。また、隣接する鞍月用水は保全指定の用水に指定されています。

そこで、鉄骨の建物で地上７階、地下１階のボリュームで建てられるということです。高さは 29.1 m。用途としては、店舗、スポーツジム、クリニック、駐車場となります。

これが付近の写真になります。ちょうど矢印で書いてあるこの敷地になります。今コインパーキングになっていて、実質使われているのかは分からないのですが、ここが今回計画されている土地です。

敷地に隣接する所には、この塀越しに鞍月用水が流れています。これは鞍月用水の現在の様子です。

そこで、建物の高さは 29.1 mということで高度地区の高さや景観条例に定めている高さの 31 mを下回ってはいるのですが、やはり場所の性質を考えると景観に大きな影響を及ぼす恐れがあるということから建物部会にて審議したわけです。

これがイメージＣＧになってきます。このような形で商業施設が建つということです。

審議した内容ですが、まず、駐車場がこちらのイメージでも分かるように屋上部分に青空駐車をする格好になっています。その辺、やはり周辺からの建物の見え方にも考慮していかなければならないということ。あと、機械器具置き場などのこともありますので、周

辺の建物からの見え方に配慮して、まずルーバーや屋根の設置を検討してほしいと伝えたわけです。

この広告とも取れる壁面の色なのですが、今見る限りでは茶色っぽくなるのですが、地際に提示があったものからすると、どうしても彩度が高いということで、もう少し落ち着いたものにしてほしいと要望を出しました。

あと、カーテンウォールでも上部のこの辺り、パステルカラー調に少し色を塗ってあるのですが、これもこの場の雰囲気にはなじまないということで色を検討してほしいと伝えました。

外部階段の始末の仕方についても周辺からの見え方に配慮し、ルーバー等でできるだけ建物と一体感を出すように検討してほしいと伝えました。

最後に、用水上の修景ということで、保全用水にも指定されている鞍月用水ですので、その用水ももちろん設計の中に取り入れ、うまく修景していってほしいと伝えたわけです。

これも具体的に、これらの要望をどれだけのんでもらったか、どれだけ実施設計に生かしたかを最後に確認した上で部会に報告させていただきたいと思っています。

以上、簡単ですが、下半期に審議した３件の物件についてご報告させていただきます。

（２）緑化推進部会報告

（澁谷会長）　ご苦労さまでした。それでは次に緑化推進部会からのご報告を鶴山部会長からお願いします。

（鶴山部会長）　緑化推進部会からの報告をします。部会長の鶴山です。

当部会は都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の規定に基づきまして保存樹等の指定に関する審議を行いました。前方スクリーンをご覧いただきたいと思います。

１番に、保存樹候補として、南塚町八幡神社のクロマツ２本、片町の養智院のエノキ１本の計３本です。次に保存樹林候補として、佐奇森町の佐奇神社の樹林。それから、寺町４丁目の実成寺樹林の計２か所です。以上につきまして、昨年の 11 月 12 日に現地視察を行った後、指定について審議を行いました。これらの審議につきまして、保存樹候補から順にご報告を申し上げます。

まず、南塚町八幡神社のクロマツです。南塚町八幡神社は琵琶塚古墳として金沢市の指定文化財に登録されています。このクロマツ２本は当史跡の魅力を最大限に引き出しており、なくてはならない大変貴重なものと考えています。

次に、片町養智院のエノキです。ビルディングが目立つ金沢の繁華街において、この巨樹は希少価値が高いと言えます。樹勢が良好で自然樹形を美しく保っており、なくてはならない大変貴重なものと考えています。以上が保存樹候補です。

続きまして、保存樹林候補についてご説明をします。まず、佐奇森町佐奇神社樹林です。ケヤキ、タブノキ、アカマツ、イチョウなどを中心として構成される当神社では、巨樹の目安となる樹幹周囲 1.5 m以上の樹木が 14 本に達しています。都市景観、貴重性などの観点から境内全体を保存樹林候補としました。

次は寺町４丁目実成寺樹林です。109 本の杉が存在しており、町中で貴重な杉林を形成しています。そのほかの樹種としてエノキ、タブノキなどが存在し、巨樹の目安となる樹幹周囲 1.5 m以上の樹木を合わせて 18 本に達しています。都市景観、貴重性などの観点から境内全体を保存樹林候補としました。以上が保存樹林候補です。緑化推進部会で審議の結果、全会一致でこれらの保存樹、保存樹林の指定に合意を得たところです。

なお、指定番号 112 号、諏訪八幡神社のクロマツ、指定番号第 52 号佐奇神社のクロマツ、指定番号第 81 号の打木浜神社のクロマツ、以上計３本の保存樹は枯死、伐採につき都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第３条第１項に基づき指定解除としたことを併せてご報告させていただきます。

以上をもちまして緑化推進部会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（３）用水みちすじ部会報告

（澁谷会長）　どうもありがとうございました。

では、続きまして、用水みちすじ部会からの報告について事務局からお願いします。

（事務局）　用水みちすじ部会の報告をします。平成 19 年度後期では、合わせて４件の審議案件がありました。

最初に（１）、お手元資料の１ページの金浦用水沿い道路改良工事に伴う歩道整備とい

うことです。こちらは、田上本町の土地区画整理事業組合の方で進めている事業です。

対象区画としましては、青の矢印で示している区間です。赤の実線が金浦用水の位置になります。

金浦用水は平成 10 年６月 11 日に保全用水に指定されています。また、当該地は田上本町地区の地区計画も定められています。

実際の対象区間は延長が 576 m、整備年度は平成 20 年度の予定ということです。

これは土地区画整理事業との絡みでより詳細な場所をアップで見た図です。１、２、３、４と現状の写真を示しています。

また、こちらは右下の図が地区内の歩行者ネットワーク、歩道がある道路との位置関係を示しており、対象地は金浦用水沿いに歩道が整備される予定です。その際に車道が３ｍの幅の２車線、さらに路肩も付き、歩道も付くという形のものです。実際にこの辺を利用される方は地元の小学校の生徒さん、北陸大学に通う生徒さん、周辺住民の方々が中心であると考えられます。

現状としては、道路側がコンクリート護岸にすでになっており、底の部分も底打ちコンクリートです。また、民地側はコンクリート護岸と石積みの護岸がそのまま混在している状況です。今回の整備に当たり、基本的には金浦用水の維持保全のためにその状態をそのまま維持します。

こちらが整備予定区間の現況です。工事期間中です。右下の写真で右側に農地と道路の間に流れているのが金浦用水となります。

また、金浦用水沿いには、幾つか民地と隣接する部分があるのですが、民地の土地利用の状況がさまざまです。農地であったり昔ながらの集落の宅地が並んでいたりというふうなことで、このような現状となっています。用水をもう少しアップで見ると、石積み護岸の所もあればコンクリート護岸の所もあるというふうに混在している状況です。

このような状況に対し、今基本設計段階ということで三つの案が提示されました。

最初のＡ案ですが、左上が平面図、右側がイメージ図となっています。左上をご覧いただきますと、歩道の部分が平板ブロックという正方形のブロックを敷き詰めていて、その用水沿いにはガードパイプ、転落防止のためのパイプを設ける計画になっています。また、歩道の一部分については街路樹を所々植えていく。この街路樹はイロハモミジであり、この田上本町の土地区画整理事業内、統一してイロハモミジをシンボルの樹木として植えているということです。

次にＢ案です。先ほどと違うのは、歩道の素材が脱色アスファルト舗装という少し茶色系のアスファルト舗装です。また、用水沿いの境界部分はガードパイプではなく、植栽（低木）で仕切る案です。

次にＣ案ですが、Ａ案とＢ案を足して２で割ったような計画となっています。歩道部分は平板ブロックで、それから用水沿いは低木の植栽帯を設ける、以上のような３案が提示されました。

そのほか、この金浦用水は直線ではなくある程度蛇行しています。道路整備に伴い、赤丸で示したように、所々歩道の幅にゆったりとした空間が出てくる。そういう所を生かして休憩施設、ベンチを置いたり、もう少し緑化を充実させたり、あとは、用水に下りて触れることができるような階段等を設けることが計画として示されていました。

これが歩道がふくらんだ部分でイメージされるようなものです。これはまちなかなど他の事例でこのような修景事例があるという紹介です。

以上のようなことに対し、部会としては舗装について、脱色アスファルト舗装、土の風合いを感じさせる色となるように配慮してほしいという意見が出ました。当該地は今土地区画整理事業が進みつつある所ではありますが、昔ながらの集落なども隣接している中、そういう周りの景観となじませるという意味合いで平板ブロックという町中で見られるような素材は好ましくない。そこで脱色アスファルト、特に色についてもあまり明るい黄色っぽいものではなく、土の風合いを感じさせるような色でお願いしたいということでした。

次に、２点目の意見としては、水路と歩道の境界部分の扱いですが、この辺につきましては、ガードパイプとかフェンスという転落防止柵の設置ではなく、駒止石と呼ばれる大野庄用水とか長町武家屋敷にある石のブロックを境界部分に置くとか植栽帯等で検討してほしいということでした。フェンスがあると、今の開放的な用水の景観が台なしになってしまうのではないかということでこのような意見が出されました。

また、街路樹につきましては、イロハモミジということで、土地区画整理事業地内で統一された樹種ということで、周辺の里山の景観となじむものであり、これについては了承されました。

また、４番目の意見としては、歩道が広がる部分については安全性に十分配慮し整備して欲しいという意見が出されました。階段部分に下りて子供が親しむというのはいいのですが、最近の子供は外部空間で遊ぶ機会がない中、安易に水辺に近づけるのはいかがなものか。ましてかんがい用の用水として水量もある場合、危険性もはらむのではないかとい

うご指摘がありました。これについては安全性を十分配慮しながら親水空間、休憩スペースとなる空間を創出してほしいという意見がありました。

また、そのほか植栽帯などにつきましては、自然環境に配慮した計画としてほしいと。全体的にも自然環境と調和した修景整備となるようにお願いしたいという意見が出されました。これが最初の案件についてです。

２番目の案件については、尾山神社の神門前の辰巳用水開渠化工事です。これは金沢市歴史建造物整備課用水・惣構堀保全室で進められる事業です。

当該地は皆さんご承知のとおり、尾山神社の神門前の部分です。指定区域としては金沢市の景観条例、伝統環境保存区域に位置しています。事業年度は平成 20 年度を予定しているということです。

これは、整備計画の平面図を端的に示したものです。神門部分の所を約 16 ｍぐらいにわたって開渠化させ、辰巳用水を開渠化する作業と尾山神社にアプローチする橋、それらの修景を伴っています。それ以外にも石段の移設であるとか車止めの設置などの計画がなされています。

現況ですが、このような写真の状況になっています。現在は暗渠化されています。道路の下に辰巳用水が潜った状態になっています。この青色の破線の部分が辰巳用水が通っている場所となっています。

計画を立てるに当たり、試掘調査を実施しているということです。こちらは神社の敷地で道路から一段上がった部分の舗装をめくっていましたら、明治から昭和初期にかけての石段の位置が少し見えてきたということです。人間の足が見えますが、その足下の所にもともと石段があった跡が見えてきた。また、ここに昔の舗装面の路盤の跡が確認されたということです。

このような試掘調査から石段の位置を明治から昭和初期までの位置に戻して整備してはどうかという計画となっています。これは道路の下に潜っていた辰巳用水の部分です。暗渠化されていますが、この写真をご覧いただいてわかるとおり、石積みなどはそのまま当初のものが所々上の③の写真とか、こういった所に跡が残っています。部分的に赤戸室石の石積みなどもされていることが確認されました。

一方で過去のもの、時代的なものからの検証も行いました。これは明治 35 年から昭和３年ぐらいまでに写された写真であろうと思われる尾山神社前の状況です。

それから、こちらは昭和初期、昭和３年～昭和 24 年ぐらいまでの間に写されたと思わ

れる写真です。こういうものを参考に計画を立てられました。

具体的に細かいパーツの所で参考にした部分として橋があります。尾山神社にアプローチするに当たり、かつてはこの赤の破線で囲んだように橋がありました。写真を見る限り、上に擬宝珠みたいなものがあったり、材料は石材を使っていたことが確認されました。

このような状況を踏まえ、昭和初期ぐらいの形状を踏まえた整備で合わせていこうという計画です。基本的には、この昭和８年ぐらいの尾山神社前の写真にあるようなイメージで再現していきたいということになりました。

具体的な内容につきまして、少し詳しく説明しますと、まず、水路の石積み護岸、これは赤戸室石、これは今あるものを残しながら再度積み直すということ、橋は基本的にはコンクリートの構造にするのですが、その上に出てくる床板とか橋の高欄部分については青系の石材を使っていきたいということです。この石材についてはまだ確定していません。実際、写真も白黒写真であったということでどのような石材が扱われていたかというところまで把握できていませんが、近所に古くからいらっしゃる住民の方々にヒヤリング等を行った所、確か橋は青っぽい石であったという証言が得られたということで、おそらく青系の戸室石ではないかという推測の下に今はこういうふうな計画を立てています。また、街灯ですが、これも昭和初期に設置されていた街灯の形態意匠を再現してはどうかという計画となっていました。

また、開渠化した水路と尾山神社の敷地内の間についてはツツジなどを植え、低木での修景緑化を図っていく計画です。それに併せ、道路前面の部分について、今も脱色系のアスファルト舗装などで色が変えられているのですが、この辺を、アスファルト舗装、骨材、紅桜という少し赤っぽい材料のもので再度舗装を整備し直し、全体的な景観の調和を図っていきたいと考えています。もう一つは、駒止石と呼ばれる用水に直接転落しないようなものを設置する。それから、神社側の乗り入れ部分というのは、ベージュ系の洗い出し仕上げのような舗装などでいきたいという計画です。

これが断面図になります。水路の底につきましては、既存の水路自体が本線の水路よりも水路の底の高さが浅いということで、今回の整備に伴い若干深くするということです。

これが合成写真です。左側が現況で右側が整備後のイメージをモンタージュのように作成したものです。車止めの設置であるとか舗装とかはこのようなイメージになっています。

もう一つ懸案事項になったのですが、昔の写真から見ると左側の写真のような街灯が敷地内に設置されており、それを基に右側のイメージ図の街灯を設置する計画で今回は示さ

れていました。

これは横から見た現地のモンタージュ写真になります。開渠化された水路の部分が見え、周りは低木で植栽帯として覆い、橋も高欄を設置している形になります。

このような案に対して意見が四つほど出されました。まず、一つ、街灯については、これが尾山神社の神門と本当に調和するのかどうか、景観的に調和するのかどうか、本当に昭和初期に復元するのが妥当であるかも含めて再検討してほしいということで、街灯設置に対しては保留となり、意見を戻しました。

もう一つ、車道部分の舗装の改修。これは前面の参道との間ですが、ここについては神社の参道がメインになるように境界部に段差のようなものを設けることを検討してほしい。その部分、車が交錯して危ないということもあり、この修景工事を機に何とか改良してほしいというご意見がありました。

また、もう一つ、橋の部分に設置される車止めですが、橋で空間を空けてしまうと車が入ってくるのではないかと。よくタクシーなどが前に止まっていたりします。そういうものを防ぐために車止めを置くということで、当初このような少し低めの石でできた車止めを置く予定だったのですが、これは危ないのではないかと。上を見ながら歩いていると躓いて危ないのではないか。特に、初もうでの時期などは危ないのではないかということで、こちらについては十分視認性や形状などを初もうでの混雑時にも配慮されたものになるよう検討してほしいという意見が出されました。

もう一つ、掲示板が神社の敷地内にあります。これは神社の持ち物なのですが、これを移設に当たり、斜めに設置する案になっていたのですが、階段や神門と平行に設置した方がいいのではないかということで、もう少し階段や神門等の位置関係を含めて配慮してほしいという意見が出されました。

次に、三つ目の案件です。これは下菊橋の桁部の塗装工事で、金沢市道路管理課の事業です。対象地は、犀川にかかる下菊橋です。景観条例等の指定区域としては第４種風致地区と伝統環境保存区域に該当します。昭和 41 年にかけられた橋です。橋の長さは約 150 m、幅員が 15.5 mというものです。

これは橋の横から断面的な所を見たものです。赤の破線で囲ってある、桁の部分を塗装し直そうという工事です。現状はかなりさびが出て、腐食が進んでいる状況です。現在、高欄部、橋の上の転落防止柵の部分ですが、この辺も少し色あせてきています。

このような状況に対し、三つの色彩の案が出されました。まず、最初はグリーン系のも

のです。10 ＧＹ、明度が４、彩度が４というものです。もう一つは、ブラウン系です。2.5 Ｙの明度が４、彩度が１というもの。もう一つはブルーグリーンという、少しグリーンよりも鮮やかな色です。これが現況の桁部の色を踏襲した形になります。色味が 7.5 ＢＧの明度が７、彩度が２というものです。この３案が出されました。

これに対する意見としては、現在と同様のブルーグリーン系の色彩でよいのではないか。現段階でも十分犀川の川筋景観と調和しており、あえて色味を変える必要はないだろう。逆に、ほかの二つの案、グリーンとブラウンの色相では暗いイメージになり、周辺の開放的な景観となじみにくいという意見が出されました。ただ、そのブルーグリーン系の提案された明度・彩度で果たしていいのかどうかということについては、会議の中では判断しづらいということで、7.5 のブルーグリーンの色味の中で彩度は２で統一し、明度を５、６、７の３パターンの色見本を作り、現地で確認した上で決定していくことになりました。

これについて、先日の２月 25 日、黒川部会長と色彩の専門委員でいらっしゃる山岸先生に立ち会っていただいて、その３パターンの色見本を現地に置きながら判断しました。これはその時の現地の様子です。最終的には 7.5 のＢＧの明度が５、彩度が２というこの色に決定しました。明度６や７では全体的に明るすぎるということです。この色見本はベニヤ板に塗ったものですが、これが面的に広がってくるともっと明るく見えるということと、経年変化によって色あせすることも想定し、その辺の変化も踏まえてこの色でお願いしたいということで最終決定しました。

次に、もう一つ橋の案件ですが、お手元の資料の４ページです。梅ノ橋の改修工事の舗装と橋脚の色彩についてです。こちらは金沢市道路建設課の工事です。

現況としては、今ちょうど工事にかかっており、もう新しいものに替わっていますが、左側が当初の梅ノ橋でした。木の部分がかなり朽ちてきたり、色あせてきたりしていました。右側がその計画のパースでした。舗装部分がかなり樹脂が紫外線などで劣化し、はがれて歩きづらいということで舗装もやり直していこうという計画です。

これは、第２回、前期の用水みちすじ部会の中で、この第１案、大磯と庵治石が 50 ％・50 ％の案で了承されたのですが、実際に施工に入る前に現場サイドで、庵治石の１分が石のサイズがあまりにも小さくて剥離してきて施工が難しいということがあり、再度の審議となりました。

この写真が当初了承されたものでした。この大磯の黒い丸い石の間に細かく入っているのが１分の庵治石でした。これをもう一度見直そうということでまず二つの案が出てきま

した。左側が大磯の３分、右側が大磯の４分という若干大きめの石の素材です。もう一つ、当初の改良案として大磯の石、それから庵治石のサイズを１分から３分に上げたものです。白っぽく見える所が庵治石、黒っぽく見える所が大磯ですが、こういうものを 50 ％ずつ混ぜてはどうかという意見でした。

これに対し、最終的に部会としては、大磯だけの洗い出しの舗装は黒い色が強すぎる。雨に濡れるとさらに黒くて色としてきつく当たるのではないかという意見がありました。また、雨天、降雪時においても、石自体が丸くてつるつるしているので滑りやすいのではないかということで、最終的に当初の改良案（庵治石のサイズを１分から３分に上げたもの）が見た目ひは、若干むらが生じているのですが、かえって詩的な雰囲気が感じられていいのではないかと。上品な感じがして浅野川の風情とか高欄とも調和しているし、庵治石に滑り止め効果もあっていいのではないかということで具体的に採用されました。

施工後の写真がこれです。現地で実際に撮ってきたものです。実は 29 日に完成式を予定しています。

それから、もう一つ、用水みちすじ部会の第２回で懸案事項として残っていたのは、橋梁部分の色彩については上の部分が仕上がってから最終的に判断しようということで、先ほどの下菊橋と同様にベニヤ板サイズの色見本作成の上検討することになりました。これについても、下菊橋同様、４パターンの色見本で審議していただきました。こちらも同じく黒川部会長と山岸委員に現地にて確認していただきました。

実際に塗装する部分は右下の赤の破線で囲った部分、この橋脚部分を塗り替えるということです。これにつきましては、現在の橋の色は木の新品の色がこのように出ているのですが、３年～４年たつと、近くにこういう木製のものがあるのですが、このようにかなり灰色っぽく変わってくる。左下の写真も架け替える前の色なのですが、やはりかなり色が変わってくるということなので、その辺を意識した色を選ばなければいけないだろうという認識のもとに現地で審議されました。

その結果、四つの見本のうちの１番の 10 ＹＲ５/１。この程度で合わせていくのがいいのではないかということでした。ただ、現地で確認しますと、橋脚部の部分が橋の下の部分になり、影も落ち、さらに濃く見えるということで、もう少しこの色見本よりも明度を１上げ、最終的には 10 ＹＲの明度６、彩度１でお願いしたいという意見で固まりました。実際この色で現在施工されました。

以上、長くなりましたが説明を終わります。

（澁谷会長）　ありがとうございました。それでは、今までの報告について黒川部会長、何か。

（黒川部会長）　資料２をご覧ください。この尾山神社神門前の街灯ですが、事務局サイドから最初に出てきた案が昭和初期のもの。ちょうど写真があったのでこれに統一してはどうかという案でしたが、この２ページの左上に小さく、明治 35 年～昭和３年とおぼしき写真があります。この中央辺りをご覧いただきたいのですが、この中央の街灯。この方が実は古いようなのです。それで、写真によってはこの昭和初期のものと両方写っているものもあります。やるのならこちらの方がいいのではないかというおおかたの委員の声でした。

ただ、写真がこれしかなく、実際の正確な形というのが分からないのですね。ですから、今後、歴史博物館とかいろいろな所から資料が出てきたとすれば、その時点で復元すればいいのではないかということなのです。この昭和初期の街灯は日本中、結構あちこちにありそうな形ですから、あえてこれに統一する必要はないのではないかという案が出ました。もし、今日おいでの方でこれのもっと正確な写真を持っているという方がいらっしゃるならば、ぜひご提供いただきたいと思います。一応、それだけです。

（澁谷会長）　ありがとうございました。

では、もう一つ、斜面緑地保全部会からの報告を事務局からお願いします。

（４）斜面緑地保全部会報告

（事務局）　斜面緑地保全部会のご報告をさせていただきます。

斜面緑地保全部会は後期で１回部会が開催され、審議案件は「小立野５丁目地内道路自然災害防止工事」と呼ばれる金沢市道路管理課の工事でした。

その場所は地図にも落としてありますが、金沢商業高校の裏、金沢美大とも近い、通称鶴間坂と呼ばれている所の斜面に位置します。景観条例の関連条例の指定区域としましては、第４種風致地区と伝統環境保存区域、それから斜面緑地保全区域、この三つに該当している場所です。

現況の地形図です。見づらいのですが、大体標高 45 m～ 60 mぐらいということで、20 m弱の高低差のある斜面となっています。この図で言いますと、上の方が斜面の下部、手前下が斜面上部という位置関係になっています。

実際、現地の地質の断面状況を示したものがこれです。やはり、段丘の礫の部分。一番上の薄い黄色の部分ですが、こういう所から礫が少し中抜けするということで、この辺に崩れた土がある。また、その土がさらに崩壊して下に落ちているような状況が見られます。

対象地を対岸の離れた所から見るとこのような場所になります。実は、手前に杉の木などが生い茂っています。お寺があるのですが、そこの杉の木で直接斜面は見えてこない状況になってきています。

また、斜面の上部にはこのような民地があります。がけ地のかなり近くまで宅地があります。がけの斜面の状況ですが、竹林が生い茂っていたり、一部木が残っていたりするのですが、竹が倒れたりという状況になっています。さらに、表層部が一部小崩壊しています。地肌が現れ、木の根っこがあらわになっているような所が見られます。また、それを押さえるための石などが抜けてこないようにするためにネットを張っているのですが、所々破損している所が見られました。

また、当該地ですが、斜面緑地保全区域に該当するということで、現地の植生の状況を落としたものがこの図です。赤の丸で囲った所が孟宗竹林です。緑の破線の丸で囲った所がある程度まとまった高木が密集している場所です。

このような状況を受け、工法を選定するに当たり留意事項が六つほどありました。一つは、斜面の高さが 20 mぐらいあり、平均傾斜角も 50 度ときつい長くて大きな斜面であるということ。二番目には、先ほどの写真にもありましたように、斜面の上部に人家が近接していて切り土（土を切り崩していく施工）に対しては制限があって難しいだろうと。三つ目として、斜面上部にも道路（鶴間坂市道）が走っていて施工上制限がある。一方で、ここは段丘の地層がはっきり良好に見てとれるということで、小中学校などの地層の学習現場として見学に来る人も多い場所のようです。もう一つ、４番目としては、斜面の下側でも人家を建設されており、施工上配慮が必要である。五番目としては、対策が行われていない指定斜面においては、表層部を中心とした表面崩壊、斜面の崩壊が発生している。最後の六番目では、風致地区はじめ伝統環境保存地域、斜面緑地保全区域という区域にも指定されており、景観面にも配慮した施工が必要である。このような六つの留意事項を踏まえての計画を立てていきました。

計画の概要としては、延長が約 140 mです。工法としましては、大きく２種類。一つは、覆式の落石防護策補修工という全部で 24.6 平米の工事。それから、もう一つは、格子状受圧板と鉄筋補強土工を併せたような工事。これが約 700 平米というものです。

覆式落石防護柵というのは、先ほどネットフェンスみたいなもので石を押さえてあった、それを指しますが、この下の段の格子状受圧板・鉄筋補強土というものはなかなか皆さんなじみがないということで、少しイメージ写真を示しています。このような形で、斜面に対して鉄筋を挿入し、その斜面の表側をパネルで固定する形です。

これが実際に施工された現場の写真です。施工当初は左側の上のこのような形なのですが、しばらくすると、この土の部分からこのように植生が復活してくるということです。この工事の優れたところは、見た目にあまり施工した跡が後から見えてこない。この下などは法枠で井の字に出てくるよくあるパターンなのですが、このようには見えてこないということと、斜面に樹木があった場合、これを避けながら施工できるというメリットがあります。景観的にも優れた工法であろうということで、この場所で用いたいということでした。

実際の施工範囲についてはこのような形になっています。赤の図で落としている所が今写真でご説明した、鉄筋を挿入してパネルで押さえてという形のもの。それから、矢印で示している小さい赤の３か所がありますが、この部分がネットフェンスで押さえる、それを補修するような工事の所です。

これは、実際の計画の断面図です。パネルで押さえる工法ですが、鉄筋を約４m 50 ㎝とか２mのものを挿入して、実際に地崩れしそうになったときにこれが踏ん張って崩壊を防止するというものです。

最終的な部会の意見としては、２つがありました。まず、挿入する鉄筋についてはそのままでは耐久性に対して難点があるのではないかということです。この工法自体が比較的新しく、長期間経過した事例がないということで、どれだけ保証されるか定かではない。それであれば、塩ビのもので被覆して表面を覆った鉄筋を用いるとさらに耐久性が向上するのではないかということで、そういうものの使用を検討してほしいということが第１点。もう一つは、のり面において速やかに植生の回復を目指すために、表土を再利用して植生基盤の吹き付け、斜面にもう一度吹き付ける作業をするのですが、もう少し既存の植生である、高木などの樹木の種子をより多めに配合するなどして発芽率を高めるように工夫してほしいという二つの意見が出されました。今はこちらについて再検討しているところで

す。以上が斜面緑地保全部会の説明です。

（澁谷会長）　ありがとうございました。
　それでは、今の報告について川上部会長さん、何か補足はありませんか。

（川上部会長）　ご報告いただいたとおりで特に付け加えることはありませんが、斜面緑地保全については、金沢の景観、自然環境面でも重要ですので、メンバーが地質学や地盤工学の専門家、植物・動物の専門家、そういう方たちに参加いただき、報告いただいたようにできるだけ緑の植生を復元するとか、樹木をできるだけ残しておくことを中心に、動物の生息環境としても対応するように審議をして、今のところ報告どおりになっています。

（澁谷会長）　ありがとうございました。
　それでは、これまでの４件の各部会報告についてお気づきになったこと、ご意見、ご質問等、どなたからでもご発言をいただきたいと思います。
　特にありませんか。どうぞ。

（黒川部会長）　１ページのこの駅西の建物。この道路に面した１階の所がこの絵で見ると何かよく分からないのですが。ガラスなのか、壁なのか、格子なのか。実際には、多分外を通るときはこの辺りが一番気になる所ではないかと思うのですが、これは何でできているのでしょうか。この絵ですね。

（事務局）　この部分、今開口部になっている所は全部ガラスなのです。ただ、向かって左側の、少し黒くなっている部分は屋外階段が中に入っている形になります。居室ではないのです。逆に言えば、その屋外階段のセットアップがないために１階にこのようなデザインを採用して持ってきたということになっています。それでよろしいですか？

（黒川部会長）　いや、いちばん下の建物。

（事務局）　この部分はエントランス部分になりまして、奥まった所がガラスになります。

（黒川部会長）　右側は何ですか？

（事務局）　右側はレストランになりますのでここもガラスになります。

（湯澤委員）　この会合には専門的な方ばかりいらっしゃって、私どものような建築の素人が何ですが、そういう素人も発言した方がいいと思うので発言させていただきます。

お尋ねしたいのですが、これは建築部会でこういう大きなビルの建築が出るといつもこの非常階段みたいなものが美的に良くないという話になって、それを覆い隠すとかいろいろなことがどの建物についても話題になるようです。そういう階段を美的ではないと見るのか、あるいはそういう機能的なものも見えてもいいのではないかという見方があるのかどうか。それとも、あまり見栄えが良くないということになってきたとき、外にいろいろ覆いを掛けるとか、いろいろなことをするのが非常階段の安全性の機能に影響があるのかないのか。その辺、建築のことに詳しい方に教えていただければと思います。

（事務局）　技術的な話になってくるかと思うのですが、避難階段の場合、耐久性や火災時の避難ということもありまして、やはり、火がそこを上ってくるようでは具合が悪いわけです。ある程度避難を確保しなくてはいけないというところで、開口部は設けなければいけないわけです。壁でふさぐわけにはいかないというのが外部階段の特色です。その中でも、それが無機質に見えてくる。機能とは別に、景観上で見ると開口率を確保しながらある程度包んだりして殺伐としたものを見せないように工夫してほしいと常に申しているわけです。ただ、それがすべて壁で囲まれると法的にもクリアしないこともあります。ただ、あまり開かれていると片や景観からすると雑に見えてくるということで、工夫をしてほしいと常に申し上げていることです。

なかなかお金に跳ね返ってくる話で、その辺が今後難しい課題になってくるかと思っています。

（澁谷会長）　ほかにございませんか？

では、大体ご意見も出尽くしたようですので、以上、４件の専門部会の報告について当審議会として了承したということでよろしいでしょうか？

ご異議がないようですので、了承としたいと思います。

（５）沿道景観形成の取り組みについて

（澁谷会長）　次に議題５の「沿道景観形成の取り組みについて」、事務局から説明してください。

（事務局）　沿道景観形成の取り組みについて、事務局から説明させていただきます。景観政策課の板屋と申します。これは部会ではなく、事務局での取り組みとしてご紹介させていただきます。

資料はお手元に資料５ということでＡ４が１枚、Ａ３のペーパーが２枚、パンフレットが３葉付いています。では、画面で説明させていただきます。

沿道景観に関する課題ということで挙がっています。道路一本ずっと続いていきますと、どうしても景観条例の網掛けを超えた範囲ということで、なかなか道路をずっと条例で追いかけていくような網掛けが非常に難しいということで、平成 16 年度から基本計画を作成して取り組んできています。16 年度の最後、17 年３月には沿道景観形成条例というものを制定し、引き続き 17 年度からも作業を進めてきています。

条例の内容ですが、目的としては４点。「憩いと安らぎのある道路空間の創出」「美しい街並み景観、自然景観の形成」「地域の個性や魅力の発信」「人々の交流促進」ということを目的に挙げています。

ポイントですが、赤字で書いてあります。地域住民による地元協議会と官民協働で進める。ここがポイントです。

条例の内容ですが、沿道景観形成区域を指定し、そこに沿道景観形成基準というものを定めます。そうしますと、その地区内での行為の届け出に対し、助言・指導・勧告を行うという内容になっています。さらに一歩進め、協定を締結し、もっと厳しい内容で規制をかけるとか、あるいはそれぞれの行為について助成制度などの枠組みを持っています。

17 年度からの取り組みですが、沿道景観形成基本計画、金沢市全体の沿道に対して計画を策定しています。対象路線としましては、３環状８放射を含む主要なネットワークを構成する都市計画道路、駅やインターチェンジ、主要観光地へのアクセス道路というものを対象にしています。

方針としまして、金沢らしさ、地域らしさが感じられる個性と魅力ある沿道景観づくり。

道路特性を踏まえた沿道景観づくり。統一感、連続感のある心地よい沿道景観づくりということで、概要としては、道路を七つのタイプに類型化し、タイプ別に建築物・工作物、屋外広告物、みどり、道路・道路付帯施設など、沿道景観構成要素のあり方を設定しています。

18 年度になりまして、さらに具体的にモデル計画を作成してきています。その中で、西インター大通り、諸江通りというものをモデル路線として設定しており、その地域に協議会組織を作っていただき、地元と一緒になってワークショップ等を開催し、具体的な計画を練ってきています。

基本方針として、モデル路線、モデル交差点の沿道景観方針を設定してきています。その概要として、区域案、基準案等が作成されてきています。

これが具体的な写真です。二地区の皆さま方と一緒にワークショップで現地調査を行ったり、課題の整理をしていきました。具体的な検証ということで、屋外広告士会さんでシミュレーション等を作成していただき、沿道景観、現況このようなものがシミュレーションでこういうふうになるということもやっていただきました。さらに、地元では地域活動として花いっぱい運動、美化活動ということも一緒に取り組んできています。

お手元に配布させていただきましたが、現在、両地区でガイドラインということでパンフレットを作成しており、地元の意思の形成ということで取り組んでいきたいと思っています。20 年度、新年度早々に地域に入ってこれらのガイドラインを活用し、地元の合意を取り付け、両地区の区域指定に取り組んでいきたいと思っています。さらには、第３路線として東インター大通り地区の区域指定に向け、今年度現況調査等をやっており、来年度は地元に入ってワークショップ等から２路線を追いかけるような形で進めていきたいと考えています。説明は以上です。

（澁谷会長）　ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、補足あるいは委員の皆さまからのご意見、ご質問、何なりとお受けしたいと思います。特にございませんか、どうぞ。

（黒川部会長）　先ほど建物でも柿木畠の建物で建物本体に大きな文字が入っているものがありましたね。せっかく屋外広告物審議会の協会の方がいらっしゃっているのでお伺いしたいのですが、今のこの案で見ると、いわゆる、屋外広告物は設置しないようにしまし

ょうということですが、そうすると、組合ではどのようにお考えなのでしょう。いわゆる建物に同化してどんどん付けていくことはなるのでしょうか、ならないのでしょうか。

（小作委員）　石川県屋外広告業協同組合から参りました小作と申します。今ほどの先生のお話ですが、我々は屋外広告業を生業としている組合ですので、屋外広告がなくなるということでは困るわけです。

ただ、我々も先ほどお話がありましたように、沿道景観の調査を広告士会としてさせていただきました。その中に、確かに屋外広告物によって良好な景観が阻害されている部分はたくさんありますけれども、すべてがそうではないという思いであります。良好な景観の中には屋外広告物があって、良好な景観に寄与している部分もあります。先生のおっしゃるように建物に大きなサインが付いているということになりますと、建物と屋外広告物というものとは切り離したもので考えていただかなければならないと思います。ですから、そういう方法を考えたいと思います。

先生のおっしゃるように、建物全体に文字ということは、確か、金沢市でも大きさによってだめでしたね。石川県でもそのようなことで、建物とその総量規制がありまして、文字の大きさ等々が決まっています。今おっしゃるように、建物全体に文字が付いているというのは確か違反広告物ではないかと思います。

（澁谷会長）　ほかにありませんか。どうぞ、竹村さん。

（竹村委員）　石川県の竹村と申します。教えていただきたいのですが、今の説明で、例えばパンフレットみたいなガイドラインがありますね。この資料５のフローなどを見ていても、17、18 まではこういう全体計画、西インター通りと諸江通りの戻り路線で少し計画を策定したとあるのですが、現段階はどこまで熟度があるのでしょうか。これはもうオーソライズされているものですか。それと、20 年に区域指定ということですが、一体どのような格好になっているのか。その辺がよく分からなかったものですから。

（事務局）　地元の協議会と一緒になって区域案ということで作ってきています。地元の協議会の役員の方レベルと市役所でこれを作ってきたということで、役員の方ぐらいまでは大体了解していただいています。

（竹村委員）　それは 19 年度の成果ですか？

（事務局）　そうですね。今 19 年度の段階は地元の役員を中心とした協議会と金沢市で大体これで合意をしているということです。区域の皆さん方、本当にお住まいの方、あるいは事業者にはこれから説明会を開催していくということです。それで 20 年度のできるだけ早い時期に合意を取り付け、区域指定を進めていきたいということです。

（竹村委員）　具体的に、例えば区域の幅というのは、ここには 40 mと書いてあるようなのですが、大体１区画とか、それは具体的に何かあるのですか。

（事務局）　西インター大通りと諸江通りがモデル路線になって、それぞれの沿道景観形成協議会（地元の協議会）と私どもと一緒に、西インター大通り、諸江通りは道路から 40 mの幅、それがずっと道路に沿って西インター大通りは 4.2㎞、諸江通りは 2.6㎞でしたか、その区域内で建築物、屋外広告物、緑化、工作物というもののあり方の基準案を作ったのがこのガイドラインです。それに基づいて 19 年度は石川県屋外広告士会さんにお願いをして、言葉だけでは分からないので現状の写真に基準案を当てはめるとこういう姿になるというイメージ図を作り、そこに載せてあります。それを持って両地元協議会にご説明に行っています。

今のところは役員会レベルなのですが、今後は、具体的に沿道の事業者、住民の方々に直接的な説明会をしていく予定です。それで、今の案が若干変動するかもしれませんが、これを基本に合意が得られれば沿道景観形成条例に基づいて告示し、それ以降は届け出制になっていくことになります。

（澁谷会長）　ほかにありませんか？

（湯澤委員）　せっかくの機会ですから何でも質問させていただきます。

この沿道景観の場合も基本的には、「金沢らしさを感じられるような沿道づくり」ということが一番冒頭に入ってくるわけなのですが、私は素人なのでこの「金沢らしさを感じさせる沿道景観」とはどんなものかとどなたかに教えてほしいぐらいなのですが。

ここにも書いてあるように、日本列島のど真ん中ですから、「四季の移ろいを感じさせる沿道景観」というのは何となく分からないでもないのですが、この「金沢の歴史と文化を背景にした沿道」というのはどんなものを描いているのか、どなたか、多少なりとも哲学的にお教えいただければと思います。嶋崎先生あたりはお詳しいか。とにかく、せっかく美術や歴史に詳しい方がいらっしゃいますので、この金沢らしい沿道景観というときにどんなことを考えればいいのかご示唆いただける方がいらっしゃれば、私のような素人にも幸いだと思います。

（事務局）　両路線ともかなり殺伐とした所がありますので、今我々の取り組みとしてはできるだけ緑化を図るということで、地元の方も一生懸命花を植えたりしています。セットバックしていただいた所には、できるだけ緑化を図っていくようなことで少し潤いが得られ、それがまず金沢らしいことの取り組みの第一歩ではないかと思っています。

あと、屋外広告物、今ほどもお話がありましたが、やはり沿道はかなり大きな広告物が出てきています。屋上広告物などを少し撤去していくと山の稜線が見えるということも図られるのかなと思っています。そういったことも金沢らしさにつながってくるのではないかと思っています。

そのようなことを地道に取り組んでいけば少しずつ金沢らしい景観になってくるのかなと事務局では考えています。よろしいでしょうか。

（澁谷会長）　ほかにどうぞ。

（川上委員）　報告いただいた案件ではないのですが、ここでも前にも審議したことがあると思います。駅前のホテルが所有者が替わった関係でサインが色が文字などが大きく変わったのですね。もともとは外観で色彩学会とかいろいろな賞をもらった建物だったと思うのです。色が非常に赤い色で文字も大きくなって、非常にこちらを見ると品がなくなったように思います。そういう案件について届け出とか指示等の協議があったのかどうかを少しお伺いしたいと思います。

（事務局）　景観政策課事務局の池田です。今のお話ですが、実際には屋外広告物は新規の案件ごとに屋外広告物審査会というものに諮っています。今、お話のあった案件につい

ても、そういう審査会での論議も少しありました。しかしながら、全国的な色であるということも踏まえ、サイズなども金沢の街なみに少し配慮されたものに変更されているということも含め、一応審査会での了承を得て、屋外広告物ですので、一応手続き上は許可ということです。その旨の手続きを取っています。

（川上委員）　なかなか難しいですね。非常に残念な気がします。

（澁谷会長）　ほかにご意見はありませんか。今、新聞等でいろいろ言われていますが、ますますいろいろな国の人、いろいろな考え方の人、いろいろな感性の人が集まってくるわけです。そういう中でできるだけ幅広く意見を吸い上げていくのが、やはり金沢らしさを追い求める一つの道かと思います。ぜひ、皆さま方、そういう意見を集約していただいて、次回以降の会議にまたぶつけていただければと思います。

（６）金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて

　では、用意されています６番の議題、「金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて」事務局からお願いします。

（事務局）　それでは、ご説明させていただきます。こちらは画面がないのでお手元のＡ３横の資料「（仮称）金沢市景観形成基本計画について〈抜粋〉【中間報告】」でご説明させていただきたいと思います。

　全体で４ページの構成になっています。表紙をめくっていただきますと、こちらは今まで計画部会の中で議論してきた内容を踏まえ、おおむね景観形成基本計画の目次の骨子案を示しております。

　１ページの左側が平成４年当初に策定された現基本計画の目次です。それに対して右側が今回新しく見直している景観形成基本計画の目次の構成案です。序章～第３章につきましては、今年度の前期の都市計画審議会でご報告したとおりです。この後の第４章、第５章（罫線で囲まれている部分）について、後期の計画部会である程度具体的に審議された内容となっています。残り、第６章、第７章（破線で囲ってあります）は事務局で今検討、整理しておりまして、序章から第７章までの構成については今年度いっぱいで大体のたた

き台ができてきているところです。

本日は、この中で特に第４章と第５章について抜粋してご説明させていただきます。１枚めくっていただきまして、資料２ページ目になります。こちらでは、最初に昨年 10 月に開かれた都市景観審議会で皆さまからいただいたご意見に対してどのように今対応しているかを簡単に説明しています。

左上に意見ということで（１）～（５）まであります。いろいろなご意見をいただきましたが、この五つのご意見が主だったと思われます。一つは、「市民と透明な議論ができるシステムづくりが必要」であると。二つ目として歴史（歴史あるもの）と近代性（近代的なもの）の二元論で矛盾が出てきていることに対してどのように立て直していくか。三つ目としまして、過去と未来を兼ね備えた未来文化都市の創造を目指すべきである。４番目として、均一的・画一的に広がった近代化というものをどうコントロールしていくのかと。町の中にもいろいろ画一的に広がってきたビルなど、そういう近代的な要素のものをどのようにこれからコントロールしていくのかということが課題であろうと。五つ目としまして、金沢市のこれまでの土地利用履歴、古くからある城下町、それ以前からのものを踏まえ、きっちりとした景観形成を行っていくべきだろうと。このような五つの主な意見がありました。

これに対しての事務局の対応としましては、右側の矢印の先に大きく四つの項目を出しています。一つは、市民と透明な議論ができるシステムづくりの中で、20 年度、新しく金沢の景観を考える市民会議というものを創設していきます。会議の中で市民といろいろ議論しながら、今回の計画づくりに皆さんのご意見を反映していきたいと考えています。それから、市民との協働による景観まちづくりということを計画の中で強く打ち出しました。これにつきましては、次のページで詳しく紹介していきます。また、次に、景観条例の指定区域。これは、伝統環境保存区域とか近代的都市景観創出区域という二つの区域がありますが、これらの景観特性をもう一度見直していこうということで、今丁寧な作り込みをやっていこうと考えています。もう一つは、地域特性や建築物の性格を踏まえた景観形成基準づくりを目指す。さらには、土地利用履歴を重視した景観形成基準づくりを目指していきたいということです。近年、「金澤町家」ということも言われていますが、昔の町家が集積していたような地区では、そういう履歴を踏まえ、景観形成基準の中により具体的に反映できればと考えています。具体的な対応としては、第５章の景観形成の方針、これは素案の段階まできているのですが、その中で今取り組んでいます。

平成４年当初の計画では、この景観形成の方針というのは５つの項目で示されていました。区域指定の考え方、高さ、色彩、公共空間、屋外広告物というこの五つです。これに対し、新しい基本計画の中では 13 の項目に細区分し、景観形成の方針をより具体的に示すようにしています。特に、この中でも太い下線部で示しているところ、形態意匠、緑地の保全緑化、沿道景観、夜間景観、歴史的遺産保存活用の方針、暮らしに根付いた景観というものがあります。敷地利用というものも新しい項目で追加しています。それから、眺望景観というものも景観条例に盛り込んでいますが、そういう項目も追加しています。その対応で特徴的な部分について、下の破線の囲みの中に①～⑧で示しています。

まず、景観形成の方針として今ご説明した 13 項目については、それぞれ地形の構図、城下町の構図、土地利用の構図という金沢市特有の重層制を踏まえたそれぞれの視点から見た景観形成の方針を示すとなっています。

二つ目として、市の景観条例の指定区域である、伝統環境保存区域、近代的都市空間創出区域というものを拡大していきます。これについては、伝統環境保存区域と呼ばれるものは、まちなか区域と呼ばれる藩政期ごろからの市街地まで含める。具体的な場所でいうと、長町を越えて長土塀近辺、玉川図書館の周り、駅周辺では堀川町の辺りなどは現在指定されていないのですが、その辺りまで区域を拡大していくということです。それから、近代的都市景観創出区域というのは、都心軸で今駅から海側にかけては北陸自動車道で止まっている。これを金沢港まで区域を拡大していくことを示しています。それから、それぞれの区域内の性格とか景観として金沢としての性格等の基準内容についても見直していきますし、金沢市のまちづくりの大きなテーマとなっている保全と開発の調和というものに配慮し、委員の皆さんからご意見をいただきました。歴史的なものと近代的なものの二元論で進めてきた矛盾に対しての配慮をどう立て直すかについても新たな区域設定を考えていきたいと思っています。そのほか、それぞれの区域においては土地利用履歴や景観特性を踏まえ、再検討し、さらに特色ある基準内容へと進めて行きたいと思っています。

３番目として、建築物の性格。これまでは建築物の性格、種類にかかわらず同じような景観形成の基準で誘導していたのですが、市の思いとしては、戸建て住宅、共同住宅、中高層建築物の性格によって誘導していく内容も異なるべきだということで、そのあたりはもう少しきめ細かい基準づくりを進めていきたいと思っています。これが一つの特徴です。

それから４番目、一定規模以上の開発事業に対しても景観形成基準を設定し、届け出制による規制誘導を図っていきたいということです。この一定規模以上というのは、都市計

画課で進めている「市のまちづくり条例の届け出行為」の中で市街化区域では 3000 ㎡以上の開発、市街化区域外では 1500 ㎡以上の開発、また中高層建築物については 10 m、15 m以上というものが届出制になっています。このようなものと連携し、併せて景観形成基準を設け、規制誘導していきたいと考えています。このような一定規模以上の開発は景観に与える影響も大きいということで取り組んでいきたいということです。

５番目、歴史的な土地利用履歴や地形、金沢の特徴ある地形を踏まえ、建物の高さの規制も進めていきたいと考えています。

それから、六番目として、地域の景観特性を反映した形態意匠（色彩も含む）も誘導していきたいということです。建物の外観で見えてくる部分についても、それぞれの地区で町家系の建物とか近代的な部分などいろいろあるとは思うのですが、もう少し詳細に踏み込んだ基準づくりを進めていきたいと思っています。

次に、７番目ですが、より魅力と特色ある景観形成の誘導です。これまで景観形成基準というルールを作ってきましたが、どうしても文言で言い表す範囲が限られてくるということで、それをサポートするような修景イメージ図みたいなものを作成する。このような望まれる景観づくりを目指してくださいと。例えば、家の前の緑化もこのようなイメージでお願いしますというものを作成し、文言と併用して誘導していきたいということです。

最後に、８番目になりますが、先ほどもお話ししたように「金沢の景観を考える市民会議」の開催、また、景観サポーターというものも創設していきたいと考えています。これは、市民自らが普段から身の回りの景観に目を向けて点検していただくもので、ボランティアで地域の景観を見直していく役割を担う方です。このような方を募集し、市民とともに金沢のよりよい魅力ある景観を目指していきたいと思っています。

今対応している内容は以上の８項目で代表されるものですが、そのほかの具体的な方針についても、現在、市で進めている都市計画マスタープラン、緑の基本計画、環境基本計画の見直し、さらには世界遺産登録がらみでもある歴史遺産保存マスタープランの策定も進めています。これら他のマスタープランとの整合も図りながら、具体的な内容を詰めていきたいと思っています。

では、３ページをご覧ください。こちらは、今回の基本計画の中に一つの大きな特徴として示している市民との協働による景観まちづくりについて具体的に示したページです。これまで金沢市では景観関連の条例、市独自の条例を幾つも作りながら、それを駆使してさまざまな景観の取り組みを進めてきました。ここに来て、第２ステップの景観まちづく

りということで、市民が主役でざるという原点に立ち戻りながら、市民だけではなく、景観にかかわるさまざまな立場の人たちと連携・協力しながらまちづくりを進めていきたいという思いです。

市の景観条例ではそもそも市長の責務、市民の責務という２者の位置づけを明らかにしていましたが、今回は３ページ右側の図の四つの丸で囲まれている４者で示していきたいと思っています。まず、市民が主役である。さらには事業者（企業市民と言っていいのかもしれませんが)、金沢市内の事業者にかかわらず、市外、県外から入ってくる事業者も景観まちづくりの重要な担い手であるという位置づけをします。さらに、もう一つは設計者・施工者、例えば建築士や実際に建物の外装・塗装を行う施工業者という方々も景観まちづくりの実際の演出家であるということを踏まえ、協力していただく。市（県・国を含む）などの行政は調整役であるということで、この４者の役割分担と連携の下に景観まちづくりを目指していきたいということをこの３ページで説明しています。詳細な内容については割愛させていただきます。

次に、最後の４ページになります。今後のスケジュールについて簡単にご説明しておきたいと思います。

現在、金沢市の景観形成基本計画を今見直しているところですが、もう一つ、「(仮称)金沢市景観計画」というものを作る予定です。これは 20 年度中に併せて作っていく予定です。この二つの計画の違いは何かと申しますと、まず、一つは「基本計画」とこれまで説明してきた内容は、おおむね 10 年ぐらいをめどとした長期的な行動指針となる行政内部向けの計画です。金沢市の「景観計画」というのは、国でも景観法が作られましたが、それに基づく計画ということです。短期、中期的な実際の運用面で活用していくための計画です。こちらの「景観計画」が直接市民の目に触れる計画となります。

これまでこの審議会の中で報告してきた内容は、上の「基本計画」の内容を示していました。これがそのまま市民に出ても分かりにくい表現や内容があったりして市民に理解を得られない部分もあるということで、もう少し分かりやすい内容とし、実務的な内容としてもう少し抜粋し、編集して「景観計画」を作っていきたいと思っています。また、一方、景観法ができたということで、法的な担保を得られる内容はどこか、市独自の条例で運用していく部分はどこかということも整理しながらこの「景観計画」を作り上げていきたいということです。

今、19 年度としては、上の「基本計画」の景観形成の方針というところまで大体たた

き台ができてきました。これについて市民に納得していただける根拠、問題点を具体的にもう少し再整理しながら「景観計画」の中に位置づけられる具体的な景観形成基準を作っていきたいということです。また、一方、「基本計画」「景観計画」それぞれともに概略、概要版を作りながら 20 年度のそれぞれ６月、８月から９月ごろにかけ市民の方にご覧いただき、パブリックコメントという形でいろいろなご意見をお寄せいただく予定です。実務的な計画である「景観計画」については、そのパブリックコメントを踏まえた上で修正したものを地元説明会で全市的に各校下に入ってご説明していく。一応平成 20 年末までには、「基本計画」「景観計画」ともに案という段階で作成まで進めていきたいということです。その後、金沢都市景観審議会もしくは都市計画審議会にも諮りながら、３月の市議会に向けて提出していく形になります。それが終わった段階で 21 年度中に「基本計画」と「景観計画」の策定を予定しています。

そういう大きな流れと並行し、景観関連の条例も改正していかなければいけません。それも 20 年度早々に着手し、審議会、市議会を経過しながら条例の改正にもっていきたいと計画しているのが、このスケジュール案です。

本日は景観形成の基本方針についてという部分なのですが、もう少し煮詰めた段階で最終的にそれだけを審議していただく審議会を年度を改めて開催して議論していただきたいと思っています。この２時間の中では、ボリュームのある内容ですので、今回は中間報告としてご報告させていただきました。以上です。

（澁谷会長）　ありがとうございました。

では、今の説明について補足のある方、あるいはご意見・ご質問のある方、どなたからでもどうぞ。

（川上部会長）　今の報告にもありましたが、都市計画マスタープランとほかの並行して進められているものとの整合性を図りながら進めていくということですが、確認のためにお願いしておきたいことがあります。

本来、都市景観も都市計画マスタープランと併せてその中で取り組んでいくような内容だと思うのですが、いろいろな経緯や法制度の関係から別々に取り組まれていることもあります。ぜひ、その内容を十分整合性を持つ形で取り組んでいただきたいと思うのですが、少し危惧していることがあります。具体的には、高さの規制が書いてありますが、それに

ついては非常に具体的な話ですし、当然協議して進められていくとは思っています。

もう一つ、土地利用的な区分、景観的なゾーニングが景観だけで提案されてきていて、私もこの計画の中で意見は言っているのですが、それは少しおかしいと思います。土地利用的な計画を都市景観マスタープランで検討しているのですが、景観的なゾーニングというのは、かなり独自にやるのは慎重に検討していただきたいと思います。ですから、景観だけでゾーニングを考えて、それをマスタープランという形で出されるのはあまり良くないと私は感じています。ぜひ、その辺、十分整合性を図る形で進めていただければと思います。以上です。

（澁谷会長）　ほかにどうぞ。

（湯澤委員）　今日のご報告の中で大変画期的だと思ったのは、こういう景観のことを論じていくときに、とかく最終的に条例となりますと（私は法律の専門家ですが）、活字になるわけです。ところが、この２ページに「魅力ある景観形成の誘導」の⑦あたりで、「修景イメージ図を作成して景観形成基準と併用する」と。活字だけではなく、修景イメージ図というふうにコンピュータグラフィックで図を作成して誘導していくのは大変新しい発想で（今でもかなりなさっているところがあるのかもしれませんが）、本来景観という問題ですから大変意味深いと思いました。ただ、どういう方法でやるのかは大変難しいかもしれませんが、とにかく景観を論じるのに図などで誘導していく。条例というと、我々法律家は活字ばかりでやっていますが、図面とかイメージ図とか、コンピュータグラフィックとかデザインというものが大変重要なのではないかと感じました。

（澁谷会長）　どうぞ。

（黒川部会長）　各部会で、特に私の用水みちすじでは結構活発な議論をいつもしていますが、素案のなるべく早い時期で各部会に出していただいて、そこで決めるのではないのですが、素案を出していただくと、それをご覧になって皆さんいろいろな意見が出てくると思うのです。それをぜひやっていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

（澁谷会長）　大変いいご意見だと思います。

時間もなくなってきたようですが、このスケジュールを見ていますと、大体役所のスケジュールに合わせてあるわけです。例えば、今日の日時にしましても、三つの委員会がダブルブッキングになりそうだったということですので、少なくとも、ここに書いてある日程、何月ごろというものを一月から二月前倒しでやっていただき、本当に審議できるようなプランにしてほしいと思います。後で何回も見直ししたり、読み直したり書き直したりするのはかまわないのですが、実質考えてすることを前に持ってくる。後ろで詰まってするのではなく、前取りでぜひこの大事な仕事をやってほしいと思っています。

勝手なことを言いましたが、ほかに、この機会に発言のある方はどうぞ。

（山岸委員）　二つあります。一つは、川上先生が先ほどおっしゃられた某ホテルの色と言いますか、その辺の話ですが、見ていますと、今まで約束をして、そのようにしていただきたいとお願いをしてそのとおりになっているものは多いのですが、それから少しはみ出たり、逆に足りなかったりという例が結構あります。

これは、後をどうするかという話とかかわってくると思います。これから今ご説明のような景観に関する約束事がたくさん出てきますと、１、２、３で、２で約束したけれども１しかいっていないとか、２で約束したけれども大きくオーバーランして３でと。その説明はこれぐらいはいいだろうという話になるとか、きめ細かなところで大きな問題が出てくると思います。そこのところ、これから金沢市の場合、どうするかという問題があるように思います。到達景観と言いますか、そこまで到達して約束事を果たしてほしいということをアライバル・ランドスケープと言うのですが、そういう到達度合いについての約束事のきめ細かさみたいなものをどうするか。

それから、もう一つは、新幹線が来ますので、その新幹線がらみでいろいろなものが一気呵成に出てくると思うのです。その中で大きな問題は、やはり金沢らしさとかそのように見えるとか、そういう感性にかかわる都市の有様であり、大変大きな問題として出てくる。それは６年後の新幹線であるとすると、その３年前ぐらいに出てくると思うのです。そうすると、あと１年～２年であり、これからますます出てくる。６年後には終わってしまっているわけですから、厳重警戒警報という気がします。その言葉は少しハードですが、実は、この間新潟に会議で行き、久しぶりで新潟の駅前に立ってあっと驚いたのです。私もいくらか見ているつもりだったのですが、あまりにも新潟の駅前が新幹線が来た後（十数年たっていますが)、もう取り返しのつかない様相になっているという感じでした。今、

金沢の駅前に降りるとほっとするのですが、そういうことで新幹線と景観の差引勘定がどうなるか、これは注意深く端緒を見ていかなければならないという感じがします。以上です。

（澁谷会長）　ありがとうございました。ほかに、ご発言。どうぞ。

（竹村委員）　一つだけ確認ですが、４ページの下の「金沢市景観計画」というのは、まさに景観法に基づく景観計画ですね。条例についても、その景観法を活用できるような形で改正作業がなされるということですね。分かりました。

そうしますと、まさに今県でも条例を作って、景観法に基づくような独自の条例になっています。それと、景観計画等も今作っています。事務局にお願いしていた資料ですが、配布されましたか？　時間が過ぎて申し訳ないのですが、簡単に説明させていただいてよろしいでしょうか。せっかくの機会なので。Ａ３の表裏あるもののコピーがありますが、「石川の景観づくりについて（案）」と書いてあります。

ここで見ますと、県では平成５年に景観条例ができていて、昭和 39 年に屋外広告物の条例ができています。景観法が平成 17 年に全面施行されたということで、右上に「景観総合条例」の制定と書いてあります。これは、実は、いわゆる景観と屋外広告物のこれを合体したような条例に作りたいと。これは、実は全国で初めての取り組みになります。これは、去年の５月に委員会を作り、今ほぼ固まった状況です。

この条例の中に、「石川景観総合計画」というものを作ります。これは、開いていただいて背中になりますが、ここに石川県の地図があります。それで、「県内全域に景観形成を示す総合的な」ということで、県全域を景観エリアにします。景観重要エリアとしては、特徴のある海岸線をすべて重要エリアに定めます。あと、能登有料道路とか加賀産業道路とか能登空港周辺については特に重要エリアで、かつ周辺両脇 100 m、200 mを特別エリアとしてかなり景観に配慮した規制を強くするということに取り組んでいます。

これはなぜかというと、実は、市からも説明がありましたように、「景観計画」というものを法的に景観法に基づいてやるとき、これは実は景観行政団体というものが作るのです。石川県は何が景観行政団体になっているかというと、県と金沢市（中核市は自動的になります）、それと県が同意したところ、これは県内では加賀市だけです。とすると、開いて中を見ていただくと、左上に景観計画についての案と書いてありますね。金沢市と加

賀市は紫色で黒くなっていると思うのです。ここは独自に作る。それ以外のところは県が作るというスタンスになっています。

ところが、今七尾市、小松市、輪島市が景観行政団体になって独自に景観を作っていきたいということになってきますと、ジグソーパズルのピースがなくなって、県全体のものが取れなくなるだろうということで、あらかじめ県全域のものをオリジナルに作ろうというものが総合計画です。それに合わせた格好でそれぞれの景観行政団体の市や町が作っていただこうという趣旨となっています。

ですから、この「総合計画」の下に「景観計画」「眺望計画」と書いてありますが、これは今回は金沢市の場合は市で今作っていただく。その前に県が「総合計画」を作り、これとできるだけ整合した形に作っていただこうと考えています。

もう一つ、「景観計画」の下に「眺望計画」とあります。これも新聞等で結構出ていると思うのですが、白山眺望であるとか七尾湾など海山の市・町を超えたそういう所については、県全域できちんと守っていかなければならないということで、建築物の高さの規制をしたいと。これは、実は「景観法」では規制されておらず、県独自の上乗せ規制となります。ですから、この計画は県独自でプラスして作ろうと考えています。

この下に「総合条例」の案が書いてありますが、主要な施策として六つ書いてあります。１番、２番では、市・町を超えた広域景観づくりが県の責務であろう。先ほど言ったようにゾーニング指定をしてきめ細かに決めましょうと。３番目としては、今の眺望計画の保全をしましょうと。４番としては特に屋外広告物と一体的に進めましょうということで、規制するエリアもできるだけ整合させる。さらにはエコサインという景観や環境に配慮した屋外広告物も推奨していこうということも考えています。また、５番で新たな景観形成手法導入と書いてありますが、例えば、大きなものについて景観アセスメントをやってみようとか、あるいは、公共事業のガイドラインということで、我々行政が自ら率先していいものを作っていこうということ。６番目には官民協働の推進体制ということで、景観アドバイザー、景観づくりリーダーなどの支援をしていこうということが内容となっています。

実は、スケジュール的に申しますと、先週までにこういう地元の説明会を 16 回進めてきました。市・町との調整も５回ほどやりました。あと、議会、都市計画審議会と景観審議会の県の会長さんがいらっしゃいますが、両方の審議会のご意見もいただきまして、今日から２週間パブリックコメントということで県のホームページでもこの辺の中身を分か

りやすく示しています。ぜひ、またご意見等をいただければありがたいと思っています。

今後は、６月の議会に今のこの条例を挙げ、議決がなされれば「総合条例」が公布ということになります。今お話ししたような計画については、それと同時に策定告示をさせていただく。これは６月の終わりから７月頭になります。そこで、次、施行までですが、通常は半年ぐらいの周知期間を置きますので、その中で、例えば建築系、屋外広告物系の事業者の方々も含めて周知徹底させていただきます。そして、半年後ぐらいに施行と考えています。

時間がなくて駆け足でしたが、大体こういうことです。これは県市でも区域や制限内容はかなり整合させるようなところもあるかと思いますが、努力していきたいと思います。よろしくお願いします。

（澁谷会長）　それでは、予定した時間を少しオーバーしまして申し訳ありません。今後の金沢市の都市景観形成にとって大変重要であるこの基本計画の見直しについては、今回の貴重な議論を踏まえさらなる検討を加えていく。この審議会としてもそうですし、事務局とも一体となって、ぜひ前向きにしたいと考えています。

今日はこれをもって審議を終了したいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

５．閉会

（事務局）　澁谷会長さん、議事の進行、とりまとめ、本当にありがとうございました。委員の皆さま、年度末押し迫った中、お忙しい中ご出席いただき、なおかつ活発なご審議、貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございます。

先ほど、会長さんから、目標の数か月を早めに頑張れということでしたので、年度替わりになりますが、事務局として精いっぱい汗をかいて頑張ってまいります。20 年度の景観審議会はいつもより多めの開催になるかと思いますが、またご指導のほどよろしくお願いします。今日は長い時間、ありがとうございました。お疲れさまでした。